

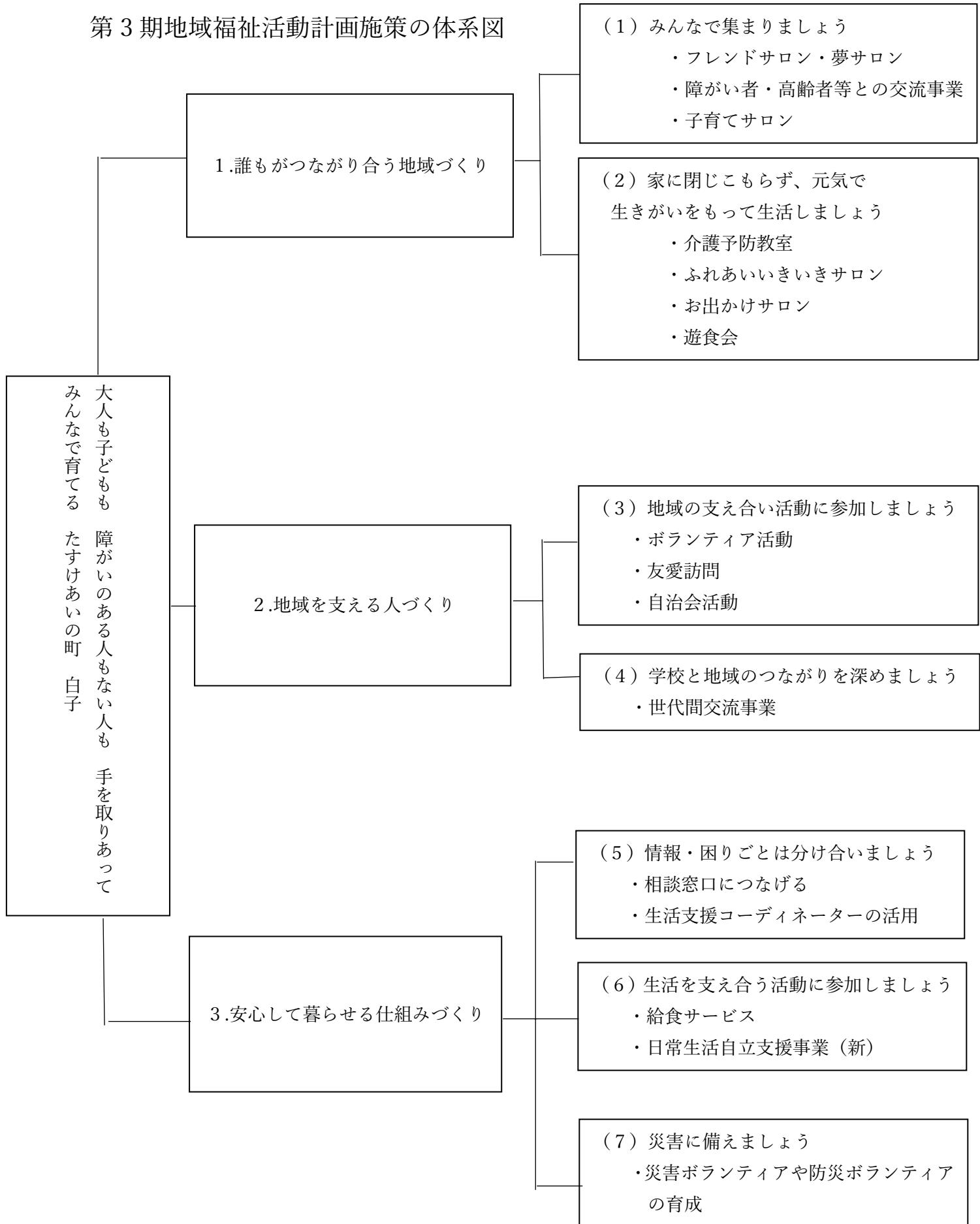
第3期
白子町地域福祉活動計画
(令和7年度～11年度)

白子町社会福祉協議会

目次

第3期白子町地域福祉活動計画施策の体系図	2
I 地域福祉活動計画とは	3
II 白子町地域福祉活動計画の目指す姿	3
III 計画期間	3
IV 計画の柱	4
1. 誰もがつながり合う地域づくり	4
(1) みんなで集まりましょう	5
(2) 家に閉じこもらず、元気で生きがいをもって生活しましょう	7
2. 地域を支える人づくり	9
(3) 地域の支え合い活動に参加しましょう	10
(4) 学校と地域のつながりを深めましょう	11
3. 安心して暮らせる仕組みづくり	12
(5) 情報・困りごとは分け合いましょう	13
(6) 生活を支え合う活動に参加しましょう	14
(7) 災害に備えましょう	15
IV 計画の管理	16

第3期地域福祉活動計画施策の体系図



I 地域福祉活動計画とは

- 私たちは日々、生活していくうえでさまざまな困りごとに出合います。そのとき、まず自分や家族で解決しようとします（「自助」）が、それができないときには誰かの支援を必要とします。近所の人など地域の助け合いの力で解決を図ったり（「共助」）、さらには公的な制度やサービスを利用（「公助」）します。こうした「助」がバランスよくつながることが重要です。
- 地域福祉活動計画は、地域で暮らす人たちがともに支え合い、助け合う「共助」を進めるための計画です。

II 白子町地域福祉活動計画の目指す姿

- 白子町の中でも、福祉ニーズの多様化や課題の複合化・複雑化が一層進んでいます。その中で子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められています。
- 第2期の計画期間中において、新型コロナウィルス感染症の蔓延により地域福祉活動に制約が生じ、地域のつながりの希薄化への危機感が一層高まりました。
本計画は、コロナ禍によって発生した課題や顕在化した課題を整理し、前計画の理念である『大人も子どもも障がいのある人もない人も手を取りあって みんなで育てる たすけあいの町 白子』を引き継いでいます。

III 計画期間

- この計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間です。

IV 計画の柱

- 3つの柱にそって、取り組みを進めていきます。

1. 誰もがつながり合う地域づくり

(1) みんなで集まりましょう

(2) 家に閉じこもらず、元気で生きがいをもって生活
しましょう

2. 地域を支える人づくり

(3) 地域の支え合い活動に参加しましょう

(4) 学校と地域のつながりを深めましょう

3. 安心して暮らせる仕組みづくり

(5) 情報・困りごとは分け合いましょう

(6) 生活を支え合う活動に参加しましょう

(7) 災害に備えましょう

1 誰もがつながり合う地域づくり

- 地域での様々な交流やたすけあい活動の場に参加することは、自分自身の健康づくりや仲間づくりに役に立ちます。また活動の中で自分のできる範囲で役割を持つことは、生活のハリや生きがいをもたらします。

老若男女、障がいの有無にかかわらず地域の住民同士が日常的に交流できる機会を増やすことにより、互いに支え合い助けあう環境づくりを進めます。

- コロナ禍中は住民同士の交流機会が減り、家に閉じこもりがちになる高齢者が多く発生しました。コロナ禍以前のようにより多く外出し交流する機会を創作し、さまざまな社会参加の場を継続・充実させていきます。

- 障がいのある人が地域の中で共生し、その人らしく暮らせるよう、地域の人たちとの交流を深める場づくりに取り組みます。
- コロナ禍により発生した地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境も大きく変化しています。悩みを誰にも相談できず、地域から孤立して子育てストレスをため込むことのないよう、親子が気軽に集い、交流できるよう支援していきます。
- 以上を踏まえた目標及び取り組みを次のとおりとします。

目標（1）みんなで集まりましょう

事 業 名	内 容				
フレンドサロン（関地区） 夢サロン（白潟・南白亀）	<p>地区社会福祉協議会では、住民のボランティアスタッフが中心となって、仲間づくり・介護予防など社会参加を目的としたサロンを開催しています。</p> <p>サロンは、地域住民の集いの場となり、地域の困りごとを適切な機関につなげる情報交換の場でもあります。</p> <p>運営スタッフは地域住民が行い、参加者と共に達成感と充実感を得るで、生きがいをもつきっかけの場を目指します。</p>				
目 標					
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
継 続					→

事 業 名	内 容				
障がい者・高齢者等との 交流事業	<p>地域社会の中で、障がいのある人に対する理解を広げていくことは大事なことで、そのためにお互いが交流することも重要です。</p> <p>白子町の子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が生きがいをともにつくり、高め合うことの出来る地域づくりの懸け橋となることを目指します。</p>				
目 標					
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
継 続					→

事 業 名	内 容				
子育てサロン	<p>身近な地域で交流を望む子育て中の親がほっとするひと時を過ごすサロン活動を社会福祉協議会で行っています。</p> <p>スタッフは住民ボランティアが中心となっており、親子を暖かく見守り子育て世代に対し、地域とのつながりや不安感の軽減につながる場の提供を目指します。</p>				
目 標					
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
継 続					→

目標（2）家に閉じこもらず、元気で生き甲斐をもって生活しましょう

事業名	内容
介護予防教室	<p>人は年を重ねるごとに心身が衰えていきます。病気や老化が原因でこの衰えが大きくなると、介護が必要になることもあります。そうなる前に衰えを予防して、元気な状態を長く維持しようというのが介護予防です。</p> <p>住み慣れた地域で健やかに自分らしい暮らしを続けるためにさまざまな介護予防教室を用意し、高齢者の元気な暮らしのお手伝いをします。</p>

目標

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
継続				→

事業名	内容
いきいきサロン	高齢者の外出の機会を増やすために、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、介護予防、閉じこもりの防止や地域交流・仲間づくりを進める活動です。

目標

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
継続				→

事 業 名	内 容			
お出かけサロン	<p>高齢者が外出することは、さまざまなメリットがあります。</p> <p>外出することで、体力や筋力がつくので運動機能の維持向上につながります。</p> <p>また、外出するには身だしなみを整えたり、生活意欲の向上や認知機能の低下、うつ病の予防にもなります。</p>			
目 標				
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
継 続				→

事 業 名	内 容			
遊食会	<p>「遊食会」は、ボランティアや民生委員、小中学校の協力のもと、子どもたちが一人暮らし高齢者へ演奏やダンスなどを披露し楽しんでもらうイベントです。</p> <p>コロナ禍を経て現在の形となり、子ども達とのふれあいや外出のきっかけとなることで生きがいをもってもらうことを目指します。</p>			
目 標				
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
継 続				→

2 地域を支える人づくり

- 白子町では、さまざまな方々によって「共助」の取り組みが進められています。

こうした取り組みを、今後とも持続・発展させていくためには、幅広い世代の誰もが、気軽に参加できるようにしていくことが重要で、さまざまな機会を通じて働きかけ、人材の確保に努めます。
- 現在、白子町には、多くのボランティアが登録されていて、福祉分野のみならず幅広い分野で活動しています。年齢や分野を問わずボランティア活動者の増加を図り、こうした多様な分野の担い手を、地域で必要としている活動に結び付けられるよう取り組んでいきます。
- 長寿化が進む中、サラリーマンが退職してから自分の住む地域の中で一定の役割を果たしていけるよう、身近な自治会とも連携を図りながら、地域の福祉活動へつなげる取り組みを進めます。
- 子どものころの福祉体験は、生涯を通じた福祉活動のきっかけになることから、学校と連携を図りながら、小中学生の福祉体験・福祉教育の充実に努めます。
- 以上を踏まえた目標及び取り組みを次のとおりとします。

目標（3）地域の支え合い活動に参加しましょう

事業名	内 容				
ボランティア活動	支え合い活動にはボランティアが必要不可欠です。地域での活動やボランティア活動を促進するには、世代に合わせた理解のしやすい情報提供の手段や触媒の工夫が求められます。広報紙やホームページなどのSNS等を活用し情報発信に努めます。				
目 標					
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
継 続					→

事業名	内 容				
ゆうあい訪問	地区社協では、子どものたちの思いやりの心を育てる福祉教育の一つとして、学校と協力して一人暮らし高齢者を対象に年賀状を郵送しています。町内3小学校の児童に年賀状を作成してもらい、郵便局にも協力していただき、安否確認を兼ね、原則手渡しで配達しています。後日、高齢者から児童へお礼のハガキが届くなど、心の交流も行われています。 地域で福祉の心を育てることに取り組んでいきます。				
目 標					
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
継 続					→

事 業 名	内 容				
自治会活動	自治会は地域に住む人々が協力しあい、親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域における生活上の諸問題、身近な環境整備や防災、防犯、福祉など、様々な問題解決に取り組むことで住民の連帯感を高め、明るく住みよい、豊かで安心できる地域づくりのための自主的な組織です。町社協では、地域福祉活動助成金を交付するなど、自治会が行う地域行事や地域福祉活動を支援していきます。				
目 標					
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
継 続					→

目標（4）学校と地域のつながりを深めましょう

事 業 名	内 容				
世代間交流事業	地域でお互いに顔がわかり、あたたかいふれあいのもとで安心して暮らしていけるよう、保育所や小中学校などと連携し、子どもから高齢者まで様々な場面での交流の促進に努めます。 また、世代や障がいを超えて相互理解を深められるよう交流の機会の拡大を目指していきます。				
目 標					
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
継 続					→

3 安心して暮らせる仕組みづくり

- 地域で様々な福祉ニーズや生活課題を抱えている方に、必要な時に適切なサービスが提供されることが重要ですが、「どこに相談したらいいのかわからない」「手続きの仕方がわからない」といった声が聞かれます。

また公的な制度だけでは解決が難しい課題や「制度の狭間」の問題への対応など、迅速かつ適切に関係機関に繋げていけるよう連携を図ります。

- 上記のような課題に対応できるよう、白子町では、「心配ごと相談」、「合同相談」により、なんでも気軽に相談できる体制を整えています。

また、生活支援コーディネーターにより、高齢者の生活支援サービスの提供が可能となるような体制も整備しています。

こうした相談支援体制を有効に活用して、特に、自身のみでは支援につながりにくい人や潜在的ニーズを地域で把握し、適切な相談・支援に結び付けるなど、地域全体で協働して解決の道を探ります。

- 白子町の一人暮らし高齢者は年々増加しており、健康面・生活面で不安やリスクを抱えていることが多く、地域で見守り、支援する体制づくりが必要です。

このため、現在取り組んでいる見守りや生活支援活動を継続するとともに、地域に不足する生活支援サービスの創出に努め、新たな支え合いにつなげます。

- 近年、全国的に大規模な災害が多発しており、災害時においてこそ、一人ひとりを支え合う地域の力が問われます。

町や社会福祉協議会で開催する防災セミナーや応急訓練、避難訓練、災害ボランティアについて啓発する支援を行っていきます。

- 以上を踏まえた目標及び取り組みを次のとおりとします。

目標（5）情報・困りごとは分け合いましょう

事業名	内 容				
相談窓口につなげる	住み慣れた地域で安心して生活できるように、誰もが気軽に立ち寄ることができる相談窓口の周知に努めます。また、民生委員児童委員、行政相談員など、地域の相談支援者の拡充を図るとともに、互いに連携が図れるような仕組みづくりに努めます。				
目 標					
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
継 続					→

事業名	内 容				
生活支援コーディネーターの活用	町社協には、生活支援コーディネーターの仕事を行う職員がいて、多様なサービス提供主体間の情報共有を進めるとともに、不足しているサービスの開発やサービスの担い手の養成、元気な高齢者がサービスの担い手として活動する場の確保などを行っています。生活の困りごとがあれば、町社協の生活支援コーディネーターにご相談ください。				
目 標					
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
継 続					→

目標（6）生活を支えあう活動に参加しましょう

事業名	内 容				
給食サービス	地域で見守りが必要な高齢者に、栄養バランスを考えた食事を届けて、訪問の際に様子を確認したり話を聞いたりして見守り安否確認を行うとともに、把握した生活状況から包括支援センターへの結び付けなど孤立・孤独の予防に努めます。				
目標					
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
継 続					→

事業名	内 容				
日常生活自立支援事業 (新規)	日常生活に不安のある高齢者や障害者が、自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や金銭管理を支援します。				
目 標					
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
継 続					→

目標（7）災害に備えましょう

事業名	内容			
災害ボランティアや防災ボランティアの育成	<p>大きな災害が発生した直後は、行政による支援が困難な場合があります。いざという時に頼りになるのは、隣近所や地域の方々をはじめとした住民同士のたすけあいです。</p> <p>災害時における住民同士の助けあいやボランティア活動が効果的かつ円滑に実施されるよう、町で開催する避難訓練や災害に関するセミナーなどの講座や活動によって減災するための意識啓発やボランティアの育成に努めます。</p>			
目標				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
継続				→

IV 計画の管理

- 福祉、自治会、企業、行政等の関係機関の代表で構成する地域福祉活動計画推進委員会で、P D C A サイクルを基本とした計画の進行管理をチェックし、ふりかえり及び効果の検証を次のとおり行います。
- 毎年度、計画の進捗状況調査を行い、内容を確認して改善点等が発生した場合には、必要に応じ計画の変更及び修正を行い、推進委員会に報告し、評価や問題解決に向けた提言を受けます。
- 計画期間中に、早急に取り組まなくてはならない福祉課題が発生した場合は、計画の追加を行います。
- 見直し、修正、具体的施策の追加をした場合は、必要に応じて社協だよりで町民の皆様にお知らせします。

地域福祉活動計画策定委員名簿

NO	氏名	団体名	選出区分
1	長島 登志男	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会代表
2	中西 貞夫	白子スマイルクラブ連合会	白子スマイルクラブ連合会代表
3	今関 愛	社会福祉法人 優愛会	介護福祉施設代表
4	長島 一男	白子町ボランティア連絡協議会	ボランティア連絡協議会代表
5	松本 和夫	白子町障がい者福祉会	障がい者福祉会代表
6	中間 久美	ほっぺの会	子育て団体代表
7	石井 眩	関地区社会福祉協議会	関地区社会福祉協議会代表
8	斎藤 博	南白亀地区社会福祉協議会	南白亀地区社会福祉協議会代表
9	田邊 廣和	白潟地区社会福祉協議会	白潟地区社会福祉協議会代表
10	原 悟	白子町企業情報連絡協議会	企業情報連絡協議会会长
11	朝生 哲	白子町自治連合会	自治連合会代表
12	向 光男	白子町商工会	商工会長
13	大多和 正之	白子町議会 厚生文教常任委員会	町議会代表 (厚生文教常任委員会委員長)
14	目羅 伸夫	白子中学校長	小中学校校長会代表
15	片岡 秀樹	健康福祉課	健康福祉課長
16	御園 かおる	関保育所	保育所長代表
17	坪井 真	作新学院大学女子短期大学部	学識経験者

社会福祉法人白子町社会福祉協議会

地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

平成 30 年 12 月 1 日告示第 4 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法人白子町社会福祉協議会（以下「本会」という。）における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定及びその円滑かつ着実な推進を図るため、地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、本会会長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 活動計画及び進捗状況に関する事項の答申又は報告に関すること。
- (2) 活動計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 活動計画の推進及び評価に関すること。
- (4) その他、委員会が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、20 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 福祉及び保健関係者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政機関関係者
- (5) その他、本会会長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該活動計画期間が終了する時までとする。

2 委員に補欠が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見の聴取及び資料の提出を求めることができる。

5 委員会に、会議の運営上必要があるときは、部会を置くことができる。

(謝金及び費用弁償)

第7条 委員が委員会の会議に出席したときは、謝金又は費用弁償を支給することができる。

2 前項に規定する謝金又は費用弁償の額は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が本会会長と協議し、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 社会福祉法人白子町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱(平成25年10月1日施行)は、廃止する。